クオール薬局で開催中！

家族介護者の会

市HPはこちら↓

毎月第３木曜日

13:30-15:30

場所 クオール薬局狛江店2階
狛江市 中和泉1-1-1

～令和８年度 前期の開催日程～

~~４月16日~~　　~~５月21日~~

~~６月18日~~　　７月16日

８月20日　　９月17日

狛江市 福祉保健部 高齢障がい課 高齢者支援係
03-3430-1251

－食の分かち合いで子育て世帯を応援－

この事業は狛江市との食料支援連携協定によって実施しています

ご家庭で消費しきれない食品を回収し必要としている世帯へ届けます

フードバンク狛江

2026 給食のない夏休み

食品の寄贈をお願いします

8月中旬まで

ご家庭に眠っている食品はありませんか？

ひとり親世帯と就学援助受給世帯に笑顔とあたたかさを届けたい！

※ 2026年春休み子育て応援 支援世帯数 149世帯 428人(子ども239人)

＼常設の食品寄贈受付け場所／

市内周辺 14か所で受付中！

■事務所兼倉庫
狛江市西野川1-16-7
毎週月曜・木曜
(祝日の場合翌平日)
13時～17時
☎ 03-5497-0272

■狛江市役所
市庁舎２階 正面玄関
(閉庁日:土曜･日曜･
祝日及び年末年始)
8時半～17時

■狛江市社会福祉協議会
あいとぴあセンター内
8時半～17時15分
(休館日:日曜･第3土曜･祝日)
☎ 03-3488-0294

■ふらっとなんぶ
駒井町3-7-1
月～金 9時～17時
☎ 03-6774-4160

■市庁舎１階作業所
狛江市庁舎１階
毎週月曜・木曜
(祝日の場合翌平日)
13時～15時

■岩戸地域センター
岩戸南2-2-5
9時～21時半
(休館日:第２・4火曜)
☎ 03-3488-7040

■上和泉地域センター
和泉本町4-7 51号棟
9時～21時半
(休館日:第２・4火曜)
☎ 03-3489-9101

■コープ調布染地店
調布市染地3-1-815
９時～22時
☎ 042-426-7406

■こまえ苑
岩戸南4-17-17
月～土 8時半～17時半
☎ 03-3489-2404

■こまえ正吉苑
西野川2-27-23
月～土 8時半～17時半
☎ 03-5438-0555

■こまえ正吉苑二番館
西野川4-8-8
月～土 8時半～17時半
☎ 03-5761-1040

■アクアクララメトロポリタン
岩戸北3-1-17
9時～18時
(日曜祝日を除く)

■ファミマフードドライブ ◎東野川二丁目店 ◎狛江東和泉店

★未開封のもの
★賞味期限が１か月以上あるもの
★常温保存のもの

お米・乾麺・インスタント食品
お菓子・調味料・飲料など
缶詰ひとつから受付けています

※宅配便でもお受けしています
(西野川事務所宛のみ)

NPO法人フードバンク狛江
〒201-0001 狛江市西野川1-16-7
TEL:03-5497-0272

旧ツイッター @foodbankkomae

Facebook フードバンク狛江で検索

ほしいものリスト amazon

狛江市ファミリーサポートセンター

サポート会員募集

◎狛江地域で子育てを応援する有償のボランティア活動です。
◎シルバー世代の方も子育て中の方も活躍中です！

【援助内容】
短時間の預かり、保育園や幼稚園、習い事の送迎など

【預かる場所】
自宅、または児童館など市内の安全な場所

【謝礼金】
1時間700円～

【預かる子どもの年齢】
生後57日～小学６年生

サポート会員養成講習会

◉サポート会員として登録・活動するための必須研修です。
◉保育や看護をしっかり学習するので、安心して活動を始められます。

2026年度【第２回】　令和8年 7月29日(水)～8月1日(土)

※4日間の受講が必要ですが、未受講のカリキュラムを次回の講習会に繰り越すことができます。
※受講者が少ない場合、中止になることがありますのでご了承ください。
詳しくはお気軽にお問い合わせください。申し込みはお電話にてお願いします。

狛江市ファミリー・サポート・センター
（受付時間：月曜~土曜 10時～17時）

03-3480-1587

ホームページはこちら→

狛江市　ファミサポ

主催 狛江フェスティバル実行委員会

2026年9月5日・6日開催決定

第13回 狛江フェスティバル

企画・運営スタッフ募集

皆さんのお力を貸してください！

狛江フェスティバルの企画・運営メンバーを募集しています。
『興味はあるけれど、どんな雰囲気かだけでも知りたい…』という方もOK！！！
それぞれの役割を決めて、少しずつ【狛江フェスティバル】をカタチにしています。

- 狛江を盛り上げたい！
- 狛江が好き
- 狛江をもっと知りたい
- 狛江で知り合いたい
- イベントに興味がある！

お問合せ komae.festival+volunteer@gmail.com

申込はこちら

インスタで詳細チェック @komae.festival

ご応募・お問合せはお気軽にどうぞ！

【主催】狛江フェスティバル実行委員会

【後援】狛江市・狛江市社会福祉協議会・狛江青年会議所
小田急電鉄株式会社・狛江市青少年委員の会議
狛江市教育委員会・日本郵便株式会社（狛江市内各郵便局）
※昨年度

【共催】狛江市商工会・狛江市観光協会・(社)狛江まちみらいラボ
※昨年度

【協力】泉龍寺・JAマインズ狛江支店・狛江新聞同業者組合・狛江楽市
音楽の街-狛江・エコルマ企画委員会
※昨年度

2026年4月スタート

狛江市

子どもの権利条例

「みんなの声で狛江が変わる！」を合言葉に、
子どもと大人がともに生きるまちを目指して
制定された条例です。

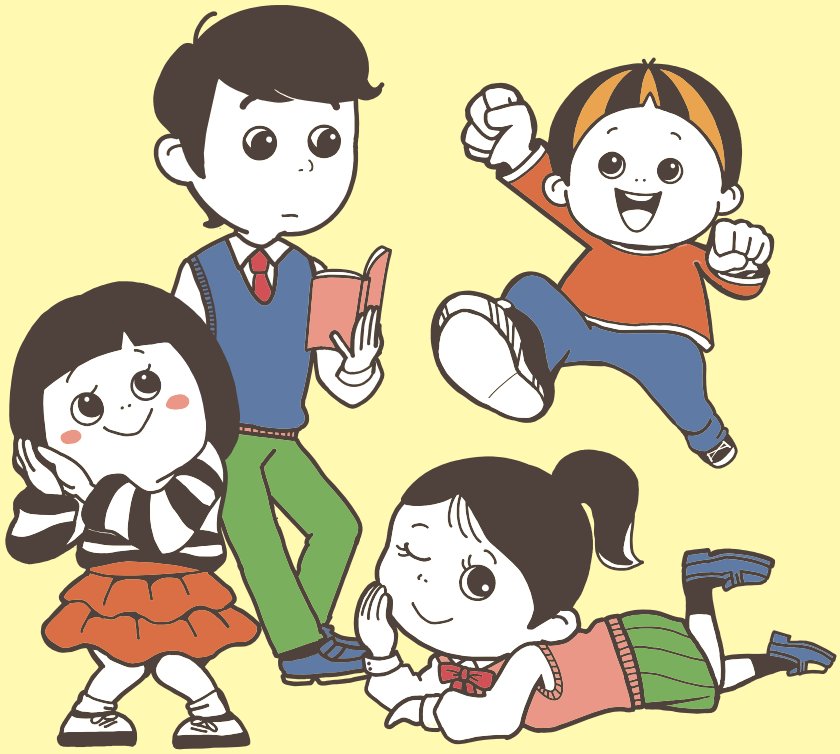

狛江市

はじめに

条例の制定の目的

「みんなの声で狛江が変わる！」子どもとともに歩むまちへ

子どもには、生まれながらにして一人の人間としての権利があります。児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）は、子どもの基本的人権や子ども特有の権利を認めつつ、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）から、それだけではなく、「子どもは大人と等しく権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

狛江市においても、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等の多様かつ複雑な問題に対し、子どもの権利を大人が適切に保障していくことは必要です。

上記のような子ども観を背景として、子どもの身近な生活の場である狛江という地域が、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きることができるまちになることを目指して、狛江市子どもの権利条例を制定しました。

法的根拠の確立

- 子どもの基本的人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利の保障
- 子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができること
- 大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちづくり

ワークショップで子どもが考えた
狛江市子どもの権利条例の
キャラクター
ありくまるん

「子ども観」の大きな転換

これまで（保護の客体）

「守ってあげる」対象

子どもは未熟であり、大人が管理・指導し、保護する存在であるという見方

これから（権利の主体）

「一人の人間」として尊重

大人と同じように権利の主体であり、様々な権利がある。大人と同じ価値を持つ人間として対話する見方

条例 前文

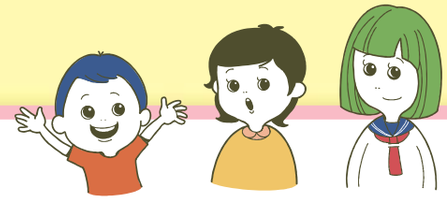

子どもからのメッセージ

“子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。
私たちの声にも耳を傾けてください。
大人や他の子と比べることなく、一人ひとりの子どもである
『私』を見て尊重して欲しいです。
良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、
好きなことを応援してくれることが私たちを元気付けます。”

― 条例前文「子どもからのメッセージ」より抜粋

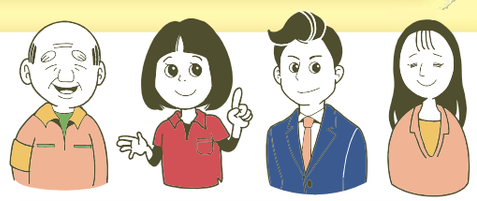

大人が大切にすべき視点の例

子どものために大人ができること

子どもにとって最も良いことを考えましょう

子どもは大人と同じように権利の主体です。子どもに関わることについて決めるときは、子どもと対話していくことが大切です。「大人が考える子どもの最善の利益」ではなく、子どもの立場に立って、「子どもにとって最も良いこと」を子どもと一緒に考えましょう。

子どもの声を大切にしましょう

条例では、子どもの主体性を重視しています。子どもの声を尊重し、受け止め、応答的対応をしていくことが大切です。また、場合によっては自らの意思をうまく表現できないことがあることにも配慮し、意見、気持ち及び考えを汲み取る姿勢も必要です。

子どもの個性を尊重しましょう

きょうだいや友達、「大人の理想」と不当に比較せず、一人ひとりにあったペースを尊重することが大切です。また、多様性を認め、「違い」を「個性」として認め、尊重しましょう。

子どもの挑戦を応援しましょう

失敗しても価値があると認め、再挑戦を応援すること。また、「頑張ること」と同じくらい「休むこと」も大切です。疲れた時に安心して休める環境をつくることも必要です。

“特に大切にする”4つの「子どもの権利」

子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、「狛江市子どもの権利条例」では
次の4つの子どもの権利を特に大切で保障されなければならない権利として定めます。

生きる権利及び成長・発達する権利

生きる・育つ

●安心して健康に暮らせること。
●愛情をもって大切に育まれること。
●暴力、いじめ、虐待等を受けないこと。
●休息できること。
●自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

第4条

学校を休んだり宿題をやらなかったら遊んだらだめと言わないでほしい。

「遊ぶ」ということを大事にしてほしい。

自由な時間を過ごせないと心がもやもやしちゃう。

ありのままでいられる権利

ありのままで

●個性や多様性が認められること。
●誰かと不当に比べられないこと。
●いかなる理由によっても差別を受けないこと。
●平等に扱われ、公正に評価されること。
●不利な点は合理的な範囲で配慮をされること。

第5条

「～～らしく」をやめてほしい。

一人ひとり違う、「私」を見てほしい。尊重してほしい。

上手な子だけやらせないで。上手くなくてもやりたいしやってみたい。

自分で自分のことを決める権利

自分で決める

●自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。
●様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
●自分の意見、気持ち、考えを受け止め応答してもらえること。

第6条

大人は自分の経験が当たり前だと思って今の子どもに話をしないでほしい。

時間の使い方を自分で決めたい。

大人に決められてしまうと、自分にとって前にすすむ答えが出てこなかったりする。

意見表明及び参加・参画する権利

意見を表明

●自分の意見、気持ち、考えを表現（＝意見表明）することができ、尊重されること。
●意見表明の機会が確保されること。
●意見表明をしないことも保障されること。
●表明したことについて、検討された結果を知ること。
●対話をして協働できること。
●地域の活動に参加・参画できること。

第7条

子どもだからやらなくていいよ、と言われるのは嫌。

各主体の具体的な役割

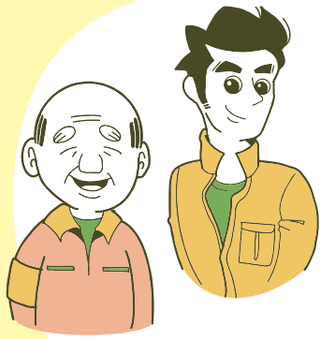

大人の役割

第8条

●大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのままで安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努める。
●大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援する。

施設関係者の役割

第10条

●施設関係者は、子どもが安心して過ごせる場所を確保する。
●施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、様々な活動の機会を確保する。
●施設関係者は、子どもを施設運営に関わる当事者の一員として認め、子どもの主体性を尊重する。

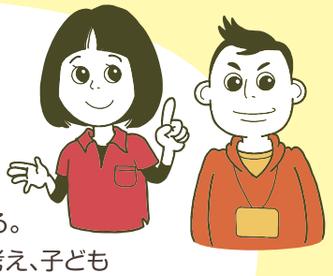

団体（企業等）の役割

第11条

●団体は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援する。
●団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることのないよう配慮する。

保護者の役割

第9条

●保護者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、養育する。
●保護者は、保護者自身が安心して暮らすために、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求める。

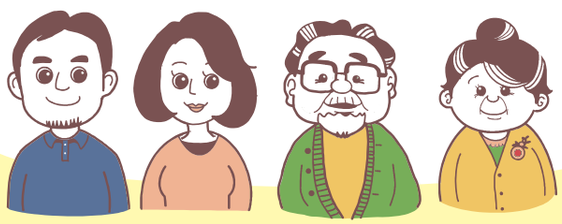

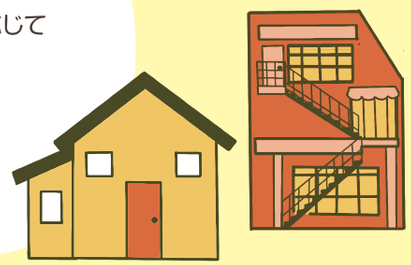

市（行政）の役割

第12条

●市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、子どもに関する施策を決定し、実施する。
●市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。

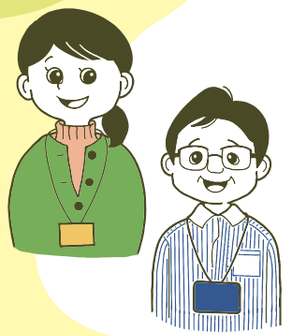

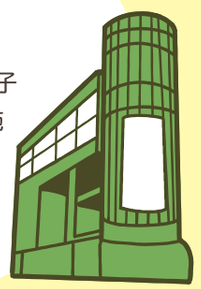

相談窓口（子育てに関することなど）の情報

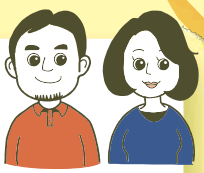

大人向け

子ども家庭課 電話:03-5761-7990
月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く）　午前8時30分～午後5時

子ども家庭支援センター 電話:03-5438-6606
月曜日～土曜日（年末年始、祝日除く）　午前9時～午後5時

多摩児童相談所 電話:042-372-5600
月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く）　午前9時～午後5時

自分やまわりのことでこまったとき・なやんだときは…

子ども向け

身近な大人や学校の先生に相談してみよう。その他にも相談できるところがあるよ。

こまったときの相談窓口
市内などで相談できるところ

話してみなよ－東京子供ネット－（東京都） 電話:0120-874-374
月曜日～金曜日 午前9時～午後9時／土・日・祝 午前9時～午後5時（年末年始除く）

ギュッとチャット（東京都）
LINEでも相談できるよ

この条例はたくさんの狛江市の子どもたちと
ワークショップを通じて作成しました。

これまでの取り組みや、
条例について
詳しくはこちら

令和8年（2026年）3月発行
【発行】狛江市子ども家庭部子ども若者政策課企画政策係
【イラスト】はしもと なおみ
【デザイン】株式会社ハシデザイン
【編集】一般社団法人TOKYO PLAY

日時　：原則毎月 **第２火曜日**　午前９時～正午
第４水曜日　午後２時～午後５時

※月により日時が異なる場合があります。詳細は市HP又は広報こまえ１日号の最終ページをご確認ください。

対象　：市内在住のひきこもりなどをはじめとした生きづらさを抱える若者（１５歳～４０歳未満まで）などが身近にいる家族・当事者など

市HP

定員　：各回先着２人（事前予約制。１人１時間以内）

場所　：狛江市役所内相談室など（公認心理師等の相談員がお受けします。）

申し込み　：お電話、メールまたは右記二次元コードから子ども若者政策課へ

申込はこちらを

【お問い合わせ】
狛江市 子ども若者政策課 企画政策係
電話：０３-３４３０-１１１１（内線 2312）
メールアドレス：kokikakukkr@city.komae.lg.jp
平日午前８時30分～午後５時

令和８年度若者相談日程表

	日付	時間	場所
４月	4/14（火）	AM９時～正午	市民相談室
	4/22（水）	PM２時～５時	〃
５月	5/12（火）	AM９時～正午	〃
	5/27（水）	PM２時～５時	〃
６月	6/9（火）	AM９時～正午	〃
	6/24（水）	PM２時～５時	市民相談室
７月	7/14（火）	AM９時～正午	〃
	7/22（水）	PM２時～５時	〃
８月	8/3（月）※例外	PM２時～５時	〃
	8/26（水）	PM２時～５時	〃
９月	9/8（火）	AM９時～正午	〃
	9/29（火）※例外	PM２時～５時	〃
10月	10/13（火）	AM９時～正午	〃
	10/28（水）	PM２時～５時	〃
11月	11/10（火）	AM９時～正午	〃
	11/25（水）	PM２時～５時	〃
12月	12/8（火）	AM９時～正午	〃
	12/23（水）	PM２時～５時	〃
１月	1/12（火）	AM９時～正午	〃
	1/27（水）	PM２時～５時	〃
２月	2/9（火）	AM９時～正午	〃
	2/24（水）	PM２時～５時	〃
３月	3/9（火）	AM９時～正午	〃
	3/24（水）	PM２時～５時	〃

※原則、毎月第２火曜日 9:00～12:00
毎月第４水曜日14:00～17:00